

たつの市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式のうち、簡易な評価によって総合評価を行う方式（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 入札者の施工能力及び施工計画並びに入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事

（2） その他必要と認める工事

（総合評価の方法）

第3条 総合評価落札方式（特別簡易型）で定める評価の方法は、別に定める落札者決定基準によるものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第4条 契約担当者は、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を行おうとするとき、落札者決定基準を定めようとするとき、又は落札者を決定しようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（入札参加資格設定）

第5条 対象工事の入札に参加させようとする者の資格は、たつの市入札参加者審査会の審査に付して設定するものとする。

（入札公告）

第6条 契約担当者は、対象工事の入札公告を行う場合は、次に掲げる事項を明示するものとする。

（1） 総合評価落札方式（特別簡易型）を採用している旨

（2） 提出を求める技術資料の内容及び提出期限

（3） 第3条に規定する落札者決定基準

（4） その他必要と認める事項

（技術資料の提出）

第7条 契約担当者は、入札者に技術資料を提出させることができるものとする。

2 提出を求められた技術資料を提出しない入札者による入札又は当該技術資料に必要事項を記載していない入札者による入札は、無効とする。

（落札者の決定方法）

第8条 契約担当者は、落札者を決定しようとする場合は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とし、学識経験者の意見を聴取した後に、落札者を決定する。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札価格が最低制限価格（低入札価格調査制度の対象となる工事については、調査基準最低価格）以上の価格であること。

2 評価値が最も高い者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第9条 契約担当者は、落札決定後速やかに総合評価の結果について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第10条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、契約担当者に対し、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を書面により求めることができるものとする。

2 契約担当者は、前項の説明を求められた場合は、速やかに書面により回答するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。